

前副市長辞職等に関する調査特別委員会経過報告書

前副市長辞職等に関する調査特別委員会

令和4年6月9日

大和市議会議長

中村 一夫 殿

前副市長辞職等に関する調査特別委員会経過報告

令和3年6月1日に設置した前副市長辞職等に関する調査特別委員会が行った調査結果の令和4年4月30日までの経過を報告致します。(以降、本委員会は調査特別委員会と表記)

大和市前副市長辞職等に関する調査特別委員会委員長

井上 貢

1・令和3年5月7日に新聞報道された大木市長によるパワーハラスメント疑惑について

1-① 設置の経過

令和3年5月7日の大和市議会臨時会当日、神奈川新聞朝刊にて、金子前副市長が任期途中で辞職したのは、大木市長のパワーハラスメント的言動が収まらない事に対する抗議の意味での辞職であったと報道された。この報道を受け大和市議会が混乱し、新副市長の選任議案の提出をめぐり臨時会が開けずにあった。当時の井上議長による「臨時会は決める事が多いので開かせて欲しい、この金子前副市長の件は別の調査組織を立ち上げる」との提案に合意が整い同日の臨時会は開催。令和3年6月1日、6月定例会の初日に『前副市長辞職等に関する調査特別委員会』を設置した。その時点で前議長となっていた井上議員が委員長に、元副議長であった赤嶺議員が副委員長に選任され、10名の委員会を立ち上げた。更に大和市議会として行政側にも調査特別委員会に対し積極的な協力を求める「前副市長辞職等に関する調査特別委員会設置に際しての決議」（資料1）を提出し、全会一致で可決した。

1-② 市長による訴訟

大木市長は、訴訟を起こすので調査特別委員会には協力できないと報道陣の取材に答えた。その後、調査特別委員会としては事実関係に関して、大木市長・金子前副市長へ書面での回答を求めたが、大木市長は金子前副市長に対し、パワーハラスメントを捏造したとして、1,100万円の損害賠償請求と、謝罪広告を求めた訴状を横浜地方裁判所に提訴した。内容が裁判に係ることとなったため、双方から調査への協力はできないとの回答があり、双方から回答を得られることが困難な状況になった。

1-③ アドバイザー弁護士選任の経緯

調査特別委員会での審議の中で、内容が法律的に専門性を求められる為、神奈川県弁護士会に依頼をし、千木良弁護士を紹介して頂き、調査特別委員会アドバイザー弁護士として契約した。(資料2)

1-④ アンケート調査

新聞報道後に大和市職員組合の職場環境に係るアンケート調査が行われ、25%の組合員が市長のパワーハラスメントを認識しているとの結果であった。このことを受けて、令和3年10月、大和市議会としても、職場環境に係るア

ンケート調査を行うこととした。その際、回答者の秘密を守るために、集計後には回答用紙を破棄することを明記して行った。対象は134名の管理職とし、委員が手渡しでアンケート用紙を直接配布し、無記名での回答用紙を郵送で回収、103通の返信があり、回収率は77%であった。開封・集計は2日間にわたり、何度も委員全員で確認をし、回答用紙に記載された内容と同内容の調査結果の集計・結果表を作成した後、回答者の秘密を守るため、回答用紙は委員が適正に破棄した。その回答内容は具体的で詳細に書かれているものも複数あり、信憑性が高く、市長、及び副市長等から「パワハラがあった・見聞きした」とする回答が約6割と多数あった。具体例の中にはパワーハラスメントとまでは言い切れないと委員が感じたものもあったが、おおむね多くの記述は事実であれば、「パワハラはなかった」または「パワハラは捏造である」とは言い切れない結果であった。(資料3) また、アンケート結果にはパワーハラスメントと思われる行為者として、1会派8名の議員の記載も含まれていた。

1-⑤ 市長による年頭記者会見での発言について

令和4年1月14日、大木市長が年頭の記者会見で、アンケートの原本破棄に関わった職員を懲戒処分にする等の発言をしたとの連絡が新聞記者からあった。その際、議長室にて議長・副議長・調査特別委員会委員長・副委員長・調

査特別委員会アドバイザー弁護士の5者とその議会事務局職員の動揺した光景を目の当たりにした。それを聞いた調査特別委員会アドバイザー弁護士は「これが本当ならパワーハラスメントの疑いがある」との見解を示した。

後に大木市長本人は一般論を言っただけとのことであったが、パワーハラスメントが騒がれているこのタイミングで人事権行使に関する言葉を使用することは、パワーハラスメントという自覚はなくとも、それを聞いた議会事務局職員を動揺、萎縮させるような発言になり得ることは事実である。

1-⑥ 市長、両副市長による特別委員会への資料請求について

調査特別委員会での参考人招致前の令和4年2月15日に、市長、両副市長から、アンケート調査結果の原本（写し）もしくはこれと同等の資料提供の請求が文書で議会に届いた。当然、回答した職員保護のため、回答用紙は集計・転記した後に破棄している。内容的に回答用紙に相当する文書は非公開資料であり、令和3年12月27日の記者会見資料のみを提供した。議会の公文書として扱う可能性はあるが職員保護の観点から非公開と取り扱うことは言わずもがなであることから、人事権を持つ市長には当然見せられるものではない事を、大木市長は理解できないとの印象である。

1-⑦ 前副市長が裁判所に提出した陳述書を確認

大木市長が金子前副市長を提訴した民事裁判での金子前副市長の証言者として裁判所に提出した3名の陳述書を、調査特別委員会として横浜地方裁判所にて確認を行った。概ねアンケート結果を裏付ける陳述書の内容である事を確認した。(A氏・パワーハラスメント、精神的不調等 B氏・パワーハラスメント、人格否定発言、突然の公共工事の契約変更指示等・C氏・大木市長の人間性、精神的不調等)

1-⑧ 参考人聴取

アンケート結果の公表後、調査特別委員会アドバイザー弁護士の助言を受けて協議し、今回議会が実施したアンケートは、無記名で行ったものであり、この回答のみをもってパワーハラスメントを認定する事はできないものと捉え、令和4年3月7日に金子前副市長・大木市長・井上副市長・小山副市長の4名を参考人として出席を求め、それぞれに質疑をした。

聴取内容は別紙(資料4)議事録記載の通りである。

1-⑨ 実名証言者を募集

調査特別委員会が主体となり、実名証言者を令和4年2月22日～4月30日まで募集。当初1名の打診があったが、3月7日の参考人招致の後、3月30日までとした1次募集の期日直前に打診のあった方から証言拒否の連絡があった。理由は、「市長・副市長の人間性やパワーハラスメントについては、アンケート結果や、3月7日の参考人招致でもう十分に理解して頂いたと思う。」といった発言や、「実名で証言した時に金子前副市長のように市長から提訴をされる事を懸念している」との事であった。

1-⑩ 金子前副市長による反訴

金子前副市長が令和4年3月31日に大木市長に対する反訴状を裁判所に提出し、大木市長の提訴と争点を整理し同時に進める事になった。(大木市長は虚偽のパワーハラスメント行為の流布による名誉棄損として損害賠償・謝罪広告掲載、金子前副市長は政治的な攻撃を目的とした捏造とされ名誉棄損による損害賠償、訴訟権の濫用)

1-⑪ まとめ

以上の状況から、大木市長の提訴、金子前副市長の反訴と、現時点ではこれまで以上に両者から証言を得る事が難しいと考えられる事や、調査特別委員会での実名証言者や物証がない以上、個々の具体的な出来事の実事や経過について詳細に事実認定することは困難であるため、委員会としては、具体的な出来事についてパワーハラスメントに該当すると認定することまではできないと判断する。しかし、1年間の調査状況を鑑みると、傾向として大和市役所内での行政執行の際に、大木市長にはパワーハラスメントと思われる傾向があると推認できる。詳細で具体的な複数のアンケート結果や、それを裏付ける証言や陳述書、参考人招致質疑では、金子前副市長は終始紳士的であり、アンケートを裏付けるような踏み込んだ証言が得られた一方、大木市長はアンケートの回答用紙を回答者の秘密を守るため破棄した事について調査特別委員会を逆に攻め立てるような威圧的な言動や、回答用紙を見なければ答えない、また裁判を起こしている事を理由に殆どの質疑には答えず、論点ずらしと、回答用紙破棄と裁判を理由とした黙秘権の行使に終始していた。アンケートの回答用紙破棄に関し一貫して不満を露わにし、極めて調査特別委員会に対して不誠実な態度であった。調査特別委員会では、議長を通じて大木市長に抗議をするべきであると多くの意見が出るほど、市長の不誠実な態度は調査特別委員会委員全員の一

致した見解である。

年頭記者会見での人事権行使発言やアンケート調査結果の原本の資料請求、参考人聴取質疑での調査特別委員会（議員）に対する威圧的な言動や態度など、アンケートの回答を記述した職員を特定し、何をするつもりだったのか。自覚があるかどうかは別として、大木市長が主張している、「パワーハラスメントは金子前副市長の政治的な捏造」であるとは言い切れず蔓延していたと判断せざるを得ない状況である。大木市長からは参考人招致での発言や、質問を質問で威圧的に返すといった手法に終始し、議会が令和3年6月定例会初日に決議した内容（資料1）にもあった委員会に対しての積極的な調査協力もせず、明確な決議軽視と判断する。

また、副市長についても大木市長同様、パワーハラスメントと思われる傾向があると推認できると考える。アンケート結果には、32名の回答者から、副市長からパワーハラスメントと捉えられる言動を直接受けた、もしくは、見聞きしたことがあるとの回答が得られている。このアンケート結果にもある程度具体的に事実が書かれていることや、大木市長に関するアンケート結果内容について裏付ける証言などもあったことを考えると、副市長に関するアンケート結果についても、そのような事実がある程度存在したのではないかとの推認ができると考える。なお、小山副市長は金子前副市長退任後に副市長に就任された

ため、このアンケートの副市長は小山副市長のことではないと判断する。

仮に大木市長が主張しているように、このパワーハラスメント問題が金子前副市長の全くの捏造であるならば、大和市役所幹部職員の6割が結束して捏造していることになり、大和市役所組織内に異常事態が起こっていることとなる。しかし、複数の市役所OBも含め、約6割の幹部職員が結束し、捏造していると考えるのは不自然である。

よって、調査特別委員会としては「大和市役所内での行政執行において、大木市長・井上副市長のパワーハラスメントと思われる傾向により、長期間にわたり職場環境が著しく悪化している」と結論づける。

2・調査特別委員会より大和市議会議長へ今後についての進言

2-① 条例の制定

現時点において最低限、第三者機関による相談窓口の設置、特別職・議員もハラスメント研修の実施等を盛り込んだ、議員提出条例、「(仮)大和市ハラスメント禁止条例」の制定は必要である。

2-② 今後について

金子前副市長の証言を基に個別具体的な案件を調査する（公共工事の不適切なやり直し等や、トップミーティングに関する事等）ため、地方自治法第98条、第100条の権限を付与、または、現状の調査特別委員会のまま、大和市長・副市長の不適切な行政執行に関する調査特別委員会への切り替え。

以上2点進言をし、経過の報告と致します。